

学校における生成 AI の利活用について

令和7年3月発行 岐阜県教育委員会 義務教育課

令和6年12月26日に文部科学省から「**初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)**」が公表されました。本リーフレットでは、学校における生成AIの利活用についての基本的な考え方、生成AIの利活用が考えられる例、教職員及び児童生徒が生成AIを利用する際のチェック項目について、ガイドライン(Ver. 2.0)及び参考資料を基に解説します。



1 ガイドライン (Ver. 2.0) の位置付けについて

このガイドラインは、教職員や教育委員会等の学校教育関係者を主たる読み手として、**学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するための参考資料**となるよう、利活用に当たっての基本的な考え方や押さえるべきポイントをまとめたものであり、**学校現場での生成AIの利活用を一律に禁止したり義務付けたりするものではありません。**

このガイドラインでは、**生成AIの概要、基本的な考え方が示された上で、学校現場において押さえておくべきポイント**として、利活用する場面や主体に応じた留意点について、現時点の知見を基に可能な限り具体的に示されています。なお、今後の技術の進展や学校現場での取組等の状況を踏まえ、必要に応じて改訂が行われることが想定されています。

2 基本的な考え方について

①学校現場における人間中心の利活用

人間中心の原則



- 生成AIは人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具になり得る。
- 生成AIの出力はあくまでも「参考の一つである」ことを認識するとともに、最後は人間が判断し、責任を持つことが重要である。

児童生徒の学びと生成AI



- 学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用する。
- 生成AIを利活用することが目的であってはならない。

教師の役割と生成AI



- 指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、より重要なものになる。
- 生成AIの仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定のAIリテラシーを身に付けることが求められる。

②生成AIの存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力



- 学習指導要領では、「情報活用能力」を学習の基盤となる資質・能力として位置付け、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。
- 各学校においては、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待される。

情報活用能力の育成強化



- 生成AIの仕組みの理解、学びに生かしていく視点、近い将来生成AIを使いこなすための力を、各教科等の中において意識的に育てていく姿勢は重要である。
- 生成AIが社会生活に組み込まれていくことを念頭に、発達の段階等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を充実させていくことが必要である。

3 学校現場において押さえておくべきポイント

①教職員が校務で利活用する場合

p.3~4を確認！

校務

- ・市町村教育委員会の方針に基づいて利活用。
- ・最新の生成AIサービスの**利用規約**の確認及び遵守。
- ・**校長の許可**を得た端末での使用。
- ・私用アカウントや私用端末を用いない。

安全性を考慮した
適正利用



- ・市町村教育委員会が示す**教育情報セキュリティポリシー**や**実施手順**の確認及び遵守。
- ・**校長の指示**等の遵守。
- ・**指示文（プロンプト）**に重要性の高い情報である**成績情報等**を入力しない。

情報セキュリティ
の確保



- ・個人情報保護法等の関係法令等の**遵守**。
- ・生成AIサービスが個人情報を**機械学習**に利用するか否か確認。
- ・既存の著作物と同一又は類似のものを、**授業外で使用しない**。
- ・**著作権法第35条**の確認。

個人情報やプライバシー、
著作権の保護



- ・**誤った出力（ハルシネーション）や偏見や差別（バイアス）を含む出力**等、生成AIの特徴を理解。
- ・出力された内容を取り入れるかどうか、**教職員が判断**。

公平性の確保



- ・市町村教育委員会と情報を共有。
- ・管理職は、**適切な利用**がなされているかを確認。
- ・利活用を通じて得られた成果を教職員全体に共有。

透明性の確保、関係者への説明責任



②児童生徒が学習活動で利活用する場合

p.5~7を確認！

学習場面

- ・市町村教育委員会の方針に基づいて児童生徒が利活用。
- ・**年齢制限**など利用する生成AIサービスの**利用規約**の確認。
- ・利活用に当たってのリスクが許容できることを**校長及び担当教師**が確認。
- ・約款・条件に則り、必要に応じて事前に**保護者の理解**を十分に得る。

安全性を考慮した
適正利用



- ・市町村教育委員会が示す**教育情報セキュリティポリシー**や**実施手順**の確認及び遵守。
- ・**校長の指示**等の遵守。
- ・可能であれば、入力した情報の**機械学習を許容しない設定（オプトアウト）**を講じる。

情報セキュリティ
の確保



- ・プロンプトに**氏名や写真等の個人情報**を入力させない。
- ・既存の著作物と同一又は類似のものを、**授業目的の範囲を超えて利用しない**。
- ・**著作権法第35条**の確認。

個人情報やプライバシー、
著作権の保護



- ・バイアスの存在を理解させた上で、生成AIが**バイアスを含む出力**を行う可能性があることを認識させる。
- ・生成AIの出力を常に慎重に判断し、**正確性・事実関係の確認（ファクトチェック）**を行うよう指導。

公平性の確保



- ・教師が生成AIの特徴を理解した上で、児童生徒が**生成AIの特徴に留意して活用**できているかを確認。
- ・**保護者に対して**、生成AIの利活用目的やその態様等の**情報を提供**。

透明性の確保、
関係者への説明責任





児童生徒の指導にかかわる業務への支援

授業準備

- ・ 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する。
- ・ 児童生徒による授業の感想の集約を行う。
- ・ 授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する。
- ・ 授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にテスト問題のたたき台を作成する。
- ・ 校外学習の実施行程のたたき台を作成する。



部活動

- ・ 過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案を作成する。



生活指導

- ・ 児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案を作成する。



学校の運営にかかわる業務への支援

教務管理

- ・ 時間割・授業時数案を作成する。



学校からの情報発信

- ・ 各種お便り(学年・学級だより、給食だより、保健だより等)・通知文・案内文のたたき台を作成する。
- ・ 学校行事に関するHP掲載文や報告記事のたたき台を作成する。



校内研修

- ・ 校内研修の資料のたたき台を作成する。
- ・ 研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成する。



外部対応への支援

- ・ 保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する。
- ・ 外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する。

生成 AI の出力はあくまでも参考の一つです。最後は自分で判断し、生成 AI の出力を踏まえた成果物に自ら責任を持ちましょう！





教職員が校務で利活用する際には、次の項目について確認しましょう！

☐ 教育委員会の方針（情報セキュリティに関するルール・指示等も含む）に基づき利用しているか。

- 市町村教育委員会の方針に基づいて生成AIを利活用していますか。
- 市町村教育委員会が示す「教育情報セキュリティポリシー」や「生成AIに関するガイドライン」等を確認しましたか。

☐ 業務端末又は教育情報セキュリティ管理者の許可を得た端末を利用しているか。

- 指導者端末や校務用端末で私用アカウントを用いて生成AIを利用することや、学校内に校長の許可なく私用端末を持ち込んで業務利用してはいけないことを理解しましたか。
- 業務端末又は教育情報セキュリティ管理者（校長）の許可を得た端末で、生成AIを利用していますか。

☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか。

- 学校で使用する生成AIサービス提供者が定める最新の利用規約を確認しましたか。
- 生成AIによる出力結果の利用については、サービス提供事業者の利用規約等により条件が付されている場合があることを理解しましたか。

☐ ハルシネーションやバイアス等の生成AIの特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか。

- 生成AIは、モデルの性質上、誤った出力（ハルシネーション）を完全に防ぐことは難しいことを理解しましたか。
- 生成AIには、学習過程・出力過程の信頼性・透明性への懸念、大量のデータに潜む偏見や差別等のバイアスをそのまま再生成することなど、様々なリスクがあることを理解しましたか。
- 生成AIの出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、出力された内容の使用に自ら責任を持っていますか。

☐ プロンプトに重要性の高い成績情報等の情報を入力していないか。

※ 重要性の高い情報を扱う前提のセキュリティ対策が講じられている場合は除く（ただし、重要性の高い情報のうち個人情報に該当する情報については、以下「プロンプトに個人情報を入力していないか」についても留意する必要がある。）

- 個別契約等に基づき適切なセキュリティ対策が講じられた環境で生成AIを運用しているような場合を除き、プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力してはいけないことを理解しましたか。

☐ プロンプトに個人情報を入力していないか。

※ 教職員がプロンプトに入力した個人情報を、生成AIサービスの提供者において応答結果の出力以外の目的で取り扱わないことを確認している場合は除く

- 個人情報保護法等の関係法令等を遵守し、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な措置を取っていますか。
- 学校で使用する生成AIサービスの提供者が当該個人情報を機械学習に利用するか否か等を確認しましたか。
- 学校で使用する生成AIサービスの提供者が当該個人情報を機械学習に利用する場合、プロンプトに個人情報を入力してはいけないことを理解しましたか。

☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか。

- 教師が、既存の著作物と同一又は類似のものを、学校のHPに掲載したり、保護者向けの学級通信や職員会議・PTA活動で利用したりすることは、授業の過程における利用には当たらず、著作権法第35条が適用されません。このような利用は、他の権利制限規定の適用がない場合、著作権侵害となる可能性があることを理解しましたか。

生成 AI の利活用が考えられる例



- 情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く。
- 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする。
- プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する。
- 生成 AI をめぐる社会的論議について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用する。
- 外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する。
- 生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う。
- グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する。
- 生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する。
- 教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする。

生成 AI の利活用が不適切と考えられる例



- ▲ 生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する。
- ▲ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する。
- ▲ 児童生徒の学習評価を、教師が判断せずに生成 AI からの出力をもって行う。
- ▲ 各種コンクールの作品やレポート・小論文等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募・提出する。(コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要。)
- ▲ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る。
- ▲ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる。
- ▲ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる。
- ▲ 定期考査や小テスト等で使わせる。(学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBT で行う場合も、フィルタリング等により、生成 AI が使用し得る状態とならないよう十分注意すべき。)

これらはあくまでも一例です。生成 AI の利活用の適否については、**各学校現場の実態に即して適切に判断**しましょう！



学習場面で生成 AI を利活用する際のチェック項目



児童生徒が学習場面で利活用する際には、次の項目について確認しましょう！

☐ 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか。

- 生成 AI の活用が、学習指導要領に示す資質・能力の育成につながるか、十分に吟味しましたか。
- 生成 AI の活用が、教育活動の目的を達成する観点から効果的であることを十分に吟味しましたか。

☐ 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか。

- 小学校段階の児童が直接生成 AI を利活用することについては、発達の段階等を踏まえたより慎重な見極めが必要であることを理解していますか。

☐ 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか。

- 児童生徒にハルシネーションやバイアス等の生成 AI の基本的な仕組みや特徴を理解させた上で、生成 AI に全てを委ねるのではなく自己の判断や考えが重要であることを十分に認識させましたか。
- ファクトチェックでは、複数の方法（情報の発信者、発信された時期、内容、他の情報と比較する等）を組み合わせ、情報の信ぴょう性を確認することが必要であることを指導しましたか。

☐ プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか。

- 発達の段階に応じて、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残る完全には消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解を促す学習活動等を行いましたか。
- 入力した情報を学習させないという設定（オプトアウト）が可能な生成 AI サービスについては、機械学習を許容しない設定を講じましたか。

☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか。

- 教師・児童生徒が授業において使用・作成したものを学校の HP にアップロードする、外部のコンテストに作品として提出するなど、授業目的の範囲を超えて利用する場合は、著作権法第35条が適用されず、他の権利制限規定の適用がない場合は著作権侵害となる可能性があることを児童生徒に十分に指導しましたか。

☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか。
(年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など)

- 市町村教育委員会の方針に基づいて、児童生徒に利活用させていますか。
- 1人1台端末を用いて児童生徒が生成 AI を利活用する場合、年齢制限をはじめとする利用サービスの約款などの提供条件から、利活用に応じたリスクが許容できることを校長及び担当教師が確認しましたか。
- その約款・条件を遵守させること、約款・条件に則り必要に応じて事前に保護者の理解を十分に得た上で、教師の適切な指導監督の下で児童生徒に利活用させることが必要であることを理解しましたか。

☐ 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切又は不正な行為になることを十分に指導しているか。

● 生成 AI の利活用を想定していないコンクールの作品やレポート等について、生成 AI の出力をそのまま自己の成果物として応募・提出することは評価基準や応募規約によっては不適切又は不正な行為に当たること、活動を通じた学びが得られず、自分のためにならないことなどについて十分に指導しましたか。

☐ 学習課題に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか。

● 学習課題の一部として生成 AI の出力を引用する場合には、生成 AI を用いたことを明記するなど、出典・引用として記載する等の対応が必要であることを指導しましたか。（例えば、利用した生成 AI サービスの名称、入力したプロンプト、生成 AI を用いた日付を明示するなど、文献やインターネットから引用する場合と同様の引用ルールを設定することが考えられます。）

☐ 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか。

● 外部サービスの利用に起因するリスクを踏まえ、保護者の経済的な負担等に十分に配慮しつつ、サービス提供者の事業変更リスク等を十分に勘案して、利用する生成 AI サービスを選択しましたか。（生成 AI サービスの提供条件はサービス提供者に委ねられており、将来にわたって無償や安価な価格で利用可能とは限りません。）

☐ 児童生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ているか。

● 保護者に対しても、生成 AI の利活用目的やその態様等の情報を提供していますか。
● 児童生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI を不適切に利活用されないように保護者に対して周知し、理解を得るようにしていますか。

学校現場において留意すべき代表的なリスクや懸念の例

AIに人格があるかのように誤認するリスク

児童生徒が、人間のように振る舞うAIに触れることで、**AIに人格があるかのように誤認するリスク**



資質・能力の育成に悪影響を与えるリスク

AIに依存したり、AIの答えを鵜呑みにしたりするなど、**目的に即した必要な学習過程が省略されてしまい、資質・能力に繋がらないリスク**

バイアスの存在とそれによる公平性の欠如

既存の情報に含まれる偏見を増幅し、**不公平及び差別的な出力が継続・拡大する可能性**
流暢な出力を見ると正しいと感じてしまう流暢性バイアス等

機密情報や個人情報に関するリスク

入力された**機密情報や個人情報**が、他の情報と統計的に結びついた上で、また、**正確又は不正確な内容で、生成AIサービスから出力されるリスク**

著作権に関するリスク

既存の著作物と類似した**生成物が生成される可能性**があり、そのような生成物の利用の態様によっては著作権侵害が生じるリスク

外部サービスの利用に起因するリスク

現在は無償のサービスであったとしても**将来的に有料のサービスになる価格の変動リスク**
日本の法令が適用されないリスクや係争時における管轄裁判権が日本国外になるリスク等

このような**リスクを認識した上で**、学校現場において**正しく向き合っていく**ことが重要です！



参考資料



学校現場における生成AIの効果的な利活用を実現するためにも、生成AIの仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定のAIリテラシーを身に付けることが求められています。

授業準備や各種文書のたたき台作成など校務において生成AIを利活用することで、校務の効率化や質の向上等、教職員の働き方改革につなげていくことも期待されますね。



教職員自身が生成AIの利活用を通じて新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要です。

教職員が生成AIの仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用するという前提で、校務において生成AIを積極的に利活用していくことが必要ですね。



まずは、改訂されたガイドラインを読んで生成AIの利活用に関して理解を深めたり、全国の生成AIパイロット校における先行取組事例を確認したりすることから始めていきましょう！

◆「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン(Ver. 2.0)」 (令和6年12月26日公表)

<URL> https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.html

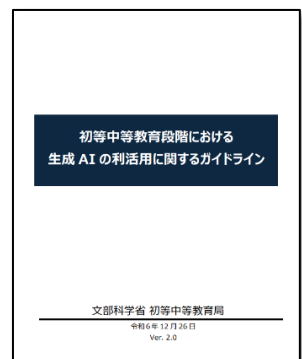
【本体】



【概要版1枚】



【概要資料】



◆リーディングDXスクール事業「生成AIパイロット校」のホームページ

<URL> https://leadingdxschool.mext.go.jp/ai_school/



◆リーディングDXスクール事業HP内「指定校実践事例・動画」のページ

<URL> <https://leadingdxschool.mext.go.jp/achieve/ai/>



生成AIの活用方法に関する教育実践について、学習場面での利活用や校務での利活用と種別、学年や教科によって
絞り込み検索することも可能です！

